平成２２年（フ）第９１８２号
東京都大田区大森東１丁目３―11―702
債務者　谷川　三男
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２７号
東京都八王子市下柚木1624番地66
債務者　鈴木　紫雄
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２８号
東京都町田市小山町986番地１エクセル内田203
債務者　鈴木　和美（旧姓合原）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０号
石川県鳳珠郡能登町字中斉ホ部16番地、従前の住所石川県金沢市福久町へ36番地
債務者　藤田　　諭
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第２６号
広島県福山市南今津町28番地　ヴェルドミールＳ403、旧住所静岡県湖西市ときわ１丁目３番29号　カーサ・プラシード103
債務者　山本　栄司（旧姓柳沢）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４７３号
埼玉県狭山市入間川４丁目23番35号
債務者　寺西　　裕
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後２時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２号
熊本県葦北郡芦北町大字田浦町588番地３
債務者　島田　里美（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後２時15分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１８８号
北海道厚岸郡厚岸町真栄１丁目14番地
債務者　工藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
北海道厚岸郡厚岸町宮園１丁目332番地
債務者　戸羽みゆき（旧姓博田）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
釧路市美原４丁目４番5307号
債務者　小野寺　淳
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１９１号
釧路市材木町５番23号
債務者　本間りつ子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９９６号
東京都練馬区西大泉５丁目16―37―106
債務者　大野　信三
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１３０号
東京都江戸川区松江６丁目１―12―411
債務者　渡邊　勝也
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６５号
相模原市南区東林間１丁目25番２号　相模原荘202
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３５８号
相模原市緑区中野１番地１
債務者　外山　絹代
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部